

令和6年 第6回

教育委員会定例会会議録

とき 令和6年5月28日

品川区教育委員会

令和6年第6回教育委員会定例会

日 時 令和6年5月28日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時34分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	委 員	海沼	マリ子
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠

欠 席 委 員 教育長職務代理者 吉村 潔

出席理事者	教 育 次 長	米田	博
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	柏木	通
	指 導 課 長	中谷	愛
	教育総合支援センター長	丸谷	大輔
	特別支援教育担当課長	唐澤	好彦
	品川図書館長	河内	崇
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	齊藤	隆光
	統括指導主事	升屋	友和

事務局職員	庶 務 係 長	菅野	祐輝
	書 記	田島	希望
	書 記	宗方	碧

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 32 号 議 案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 33 号 議 案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 34 号 議 案 学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）
- 協 議 事 項 1 令和6年度教育委員会事務事業概要について
- 報 告 事 項 1 校長職務代理について
- 報 告 事 項 2 学校改築の進捗について
- 報 告 事 項 3 教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 4 令和 7 年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について
- 報 告 事 項 5 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について
- そ の 他 令和6年7月行事予定について

令和6年第6回教育委員会定例会

令和6年5月28日

【教育長】 それでは、ただいまから令和6年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、稲垣委員、濱松委員を指名いたします。よろしくお願いします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

なお、吉村教育長職務代理者より本日の委員会に欠席の旨御連絡をいただきましたことをお知らせいたします。

初めに会議の持ち方についてですが、日程第1、第34号議案、学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）、日程第3、報告事項1、校長職務代理について、日程第3、報告事項3、教職員の任免等について（休職）、これらの案件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 では、異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第32号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、日程第1、第33号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後それぞれ採決をしていきたいと思います。

では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第32号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第33号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。資料を御覧いただければと存じます。

現在、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、未就学の子を養育する教育職員が1日当たり2時間を限度に休業できる制度である部分休業がございますが、未就学期間のみならず就学後も同様の扱いができるよう、小学校在学中の子を養育する教育職員が1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合に使用できる休暇制度を新設するものとなります。本制度を導入することで、仕事と育児の両立・調和を一層推進してまいります。

名称につきましては「子育て部分休暇」とし、年齢につきましては、養育する子が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間といたします。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

以上となります。

【教育長】 では、質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、第32号議案、第33号議案について、それぞれ採決をしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第32号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第33号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、令和6年度教育委員会事務事業概要について説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、教育委員会の事務事業概要について、私及び各課長より御説明をさせていただきます。

資料4、表紙をおめくりいただきまして、次のページが目次になっています。さらにもう1枚おめくりいただきますと、そこから下のほうにページ数が書いてありますので、そのページに基づいて御説明をさせていただければと思います。

まず1ページですけれども、教育委員会の教育目標及び基本方針です。教育目標が1ページにございまして、目的といたしまして、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが希望に満ちた未来を自ら切り開いていけるよう」と記しまして、目標としてその下に5つ掲げてございます。人権を尊重する教育の推進、確かな学力の育成、グローバル社会における人材育成、学校・家庭・地域との連携、最後に生涯学べる環境の整備という5項目でございます。

2ページから5ページまでの基本方針の中で、5項目の内容につきましてさらに細かく記述をさせていただいております。

続きまして、6ページになります。大項目1番の教育委員会、ひし形が4つありますけれども、2つ目、教育委員会委員の構成であるとか、その下の3つ目のひし形、教育委員会の開催状況、令和5年度については1月から12月まで定例会14回などの開催状況となっております。

7ページでございます。教育委員会事務局の組織でございますが、今年度の変更といたしましては、上から4つ目の課、教育総合支援センターの組織の係のほうですが、教育事務係と一番上にありますけれども、その下に不登校・相談担当を新設いたしました。それから、少し下のところに、また枝で分かれておりますが、係といたしまして学校支援担当、続いていじめ対策担当、これは今までの相談支援担当の業務がかなり多岐にわたっていることから、3つに分けてそれぞれの係として成り立たせ、運営を今年度より行っていくものでございます。

続きまして、8ページでございます。大項目の2番、品川区の教育です。

まず1番目に教育改革の歩みを掲載し、2番目に目指す教育の3つの柱、8ページ下段の枠の中にありますように、まず(1)地域とともにある学校づくり、品川コミュニティ・スクールの実施により地域との協働による特色づくりを行う学校体制の構築、2番目として小学校・中学校・義務教育学校の三校種体制による学校教育の推進、3つ目として品川区立学校教育要領に基づいた9年間の一貫したカリキュラム、この柱に基づきまして、これからの時代を生き抜くために必要な新たな価値を創造する力やグローバルに活躍する力といった資質・能力を身につけ、「未来を切り拓く力」を持つ児童・生徒の育成を図ってまいります。

各課の項目につきましては、それぞれの課長より御説明をさせていただきます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、所管ごとの事務分掌について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

まず、庶務課でございますけれども、4つの係で構成しております。

所掌する主な事業は、教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算決算の総括、行財政管理の総括、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築・修繕などの維持管理、そして文化財の保存・活用などを所掌しております。

12ページをお願いします。具体的な事業内容です。

まず、庶務係では、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

13ページに参りまして、同じく庶務係では、学校勤務職員のうち主に用務職員に関する人事事務や研修、健康管理においては学校勤務の教職員を含めた対応を行っております。

PTA関連事業では、少年少女のスポーツの普及をはじめ、14ページに参りまして、家庭教育講演会の開催や家庭教育学級等の委託、家庭教育力の向上に関する支援を行っております。

そのほか、83運動と称する子供の見守り活動の推進や、その他といたしましては学校に勤務する職員の被服貸与、15ページ上段に参りまして、児童通学安全確認、学校受付業務、用務業務の委託等を実施しております。

なお、昨年度から、学校で発生する様々なトラブル対応について、教育委員会事務局の各所管が必要な際に随時法律関係の専門家に相談ができる体制を構築しております。

続きまして、15ページから17ページの学校施設計画係、学校施設整備担当の事務事業概要につきましては、この後学校施設担当課長より御説明申し上げます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。文化財係です。

文化財保護審議会につきましては、任期2年の委員10名で構成しており、年3回程度審議会を開催し、文化財の保護及び活用に関する重要事項を審議しております。

文化財の保存と活用につきましては、令和6年4月1日現在の指定件数が143件となっており、文化財の修理・保存のための保護奨励金を交付しております。

19ページに参りまして、そのほか、文化財係では「文化財めぐり」を実施し、区内の文化財を知っていただく機会の提供や一般公開などの普及啓発事業を実施しております。

私からの説明は以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 資料の15ページをお開きください。私より、中ほどの学校施設計画係から説明いたします。

学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。区の総合実施計画に基づきまして、毎年1校着手するペースで改築を進めております。現在、小学校6校、中学校1校の改築を進めているところです。

改築の状況としては、早いところから順に、浜川小学校では令和6年3月に校舎棟が竣工いたしました。今後、令和7年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

第四日野小学校は、令和5年7月に校舎棟が竣工いたしました。今後、令和8年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

浜川中学校では、令和5年12月に体育館棟が竣工しました。今後の工事としては、令和9年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

城南第二小学校では、令和5年度に改築工事に着手し、今後令和10年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

源氏前小学校では、今年度より改築工事に着手をいたします。令和8年度に新校舎の第一期工事が竣工し、令和11年度に第二期工事や外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

鈴ヶ森小学校では、今年度は実施設計を行い、来年度の令和7年度から改築工事に備えていきます。また、今年12月より仮設校舎の建設に着手をいたします。

浅間台小学校では、今後設計委託事業者と契約し、基本設計を今年度は進めてまいります。

最後に、東海中学校では、今後の改築の準備として敷地測量を行う予定でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

学校施設整備担当では、さきに御説明した各校の改築工事のほか、既存校の大規模改修工事や維持修繕などを担当しております。

今年度実施する主な工事として、上から順に、校舎等整備では、一覧表の便所改修から照明制御設備更新まで記載の学校にて予定をしております。

中段の外壁・屋上防水は、記載の小学校4校、中学校1校で工事を予定しております。

下段におきまして、学校体育施設整備費では、次ページ、17ページのとおり、プール整備から校庭照明LED化まで記載の学校にて工事を予定しております。

なお、教室等照明LED化及び校庭照明のLED化に関しましては、本年度、令和6年度中に、改築中の学校を除きまして全校で工事を完了する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 私のほうからは、学務課の事務事業概要について説明をいたします。ページは、20ページになります。

学務課の事業でございますが、学校選択制をはじめとする就学事務、学校備品購入など教育環境の整備、校務や教育事務の効率化、ICT機器を活用した教育活動のための環境整備と運用管理、健康診断や学校給食等の実施、宿泊行事等をはじめとした校外活動等の

実施、そして今年度は学事制度審議会の答申を受けまして学事制度の検討を行ってございます。学務課内に、記載の２係・２担当を組織し、これらの事務を行っております。

それでは、各係担当の主な事業について説明をいたします。

２１ページ、中段になりますが、学事係です。

初めに、学校選択制の実施です。小学校・義務教育学校（前期課程）の選択制は隣接した通学区域の学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は区内全域から希望申請できる制度となっております。

２２ページに、学校選択の令和６年度入学者の日程を記載してございます。今年度も、同様な日程で学校選択を実施する予定としてございます。

また、２３ページに、学校選択の令和６年度入学者の各学校の希望申請状況を記載してございます。

次に、２４ページ、学級編制についてです。学級編制は、令和３年度から小学校は３５人学級制が始まり、今年度は経過措置で１年生から５年生が３５人学級となっております。７年生については、東京都の教員加配措置により、３５人学級で対応をしております。

学級編制の状況でございますが、表でお示しをしております。また、各学校の状況につきましては、６１ページと６２ページのほうに一覧を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、２５ページ、就学援助でございます。経済的に困難があると認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行っているものでございます。

受給状況につきましては、２５ページの下段と２６ページのほうに表でお示しをしておりますが、表に記載のとおり、年々少しずつではございますが受給率は減少している状況でございます。

続きまして、２６ページの中段になります特別支援学校給食費補助でございます。こちらの事業でございますが、昨年度から実施をしている事業となります。

実績は表に記載のとおりとなりますが、今年度につきましては、東京都が都立の特別支援学校の給食費無償化を実施してございますので、今年度からは国立と私立の特別支援学校が本事業の対象となっております。

次に、その下にございます補助教材費保護者負担軽減事業です。こちらの事業は、今年度から実施の事業となります。

これまで保護者に負担をいただいて学校の補助教材を購入してございましたが、こちらについて公費で購入するようにいたしております。

次に、２７ページ、学事制度担当です。学事制度担当は、今年３月の学事制度審議会の答申を受けまして、今年度は学事制度の制度設計及び新制度の周知等を行ってまいります。

次に、校務情報管理対策担当です。学校の情報管理安全対策、学校事務や校務・教材系のシステム、児童・生徒用タブレット端末の運用管理等、学校のＩＣＴ全般を担当してございます。

続きまして、２８ページ、保健給食係です。衛生用品の購入や健診の実施、児童・生徒の健康等の管理を担当してございます。

２９ページの学校給食でございますが、品川区立学校では、各校の給食室で給食を調理する自校方式を採用してございます。昨年度から区立学校の給食費無償化を実施しており

ますが、今年度は物価高騰や給食の質の向上のため、1食単価を増額し、引き続き無償化を実施してございます。

次に、30ページ下段、校外施設になります。6年生・7年生の移動教室、5年生の夏季施設を実施してございます。一昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、校外施設は中止または延期となっておりましたが、昨年度からは例年どおりの実施となっております。

以上が学務課の事業概要となります。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

指導課では、教職員の人事、服務、給料、研修等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクールなど、教育施策の企画に関することになっております。

事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めてまいります。

33ページを御覧ください。

まず、教職員人事係は、人事、服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

一番下の区固有教員の採用につきましては、令和6年4月1日現在28名の教員を任用しております。今年度は、令和7年度に任用する教員6名程度の採用事務を行ってまいります。

続きまして、34ページ以降に掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員・非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

また、35ページの上段に掲載しております学校働き方改革についてですが、全区立学校・幼稚園へのスクール・サポート・スタッフ等の配置や、教員の勤務時間外の電話委託などに加えまして、令和4年10月より開始いたしました副校長補佐の任用の対象を今年度は全校へと拡大いたしました。また、小学校第1学年から第3学年までにおいて、副担任相当の業務を担うエデュケーションアシスタントの配置を今年度から試行実施しております。

35ページ下段から次のページとしては、指導主事及び学校地域連携係の事務事業でございます。

一貫教育の推進につきましては、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や、小中一貫教育全国連絡協議会の運営も行います。昨年度は、全国連絡協議会の事務局として、全国サミットを代替するイベントを2日間にわたり品川区で実施いたしました。

また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても引き続き実施してまいります。

37ページ中段に掲載いたしました品川コミュニティ・スクールについてですが、昨年度は全ての校区教育協働委員会で、よりよい学校にしていくためにはという趣旨の下、子供の意見を聞きながら熟議を通して課題解決を深めてまいりました。

37ページ下段から次のページ以降につきましては、品川英語力向上推進プランでございます。昨年度からの変更としましては、品川オンラインレッスンにつきまして対象を拡大し、これまで行っている8年生・9年生に加え、今年度から7年生も実施しております。

38ページになりますが、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業でございます。これまで推進してまいりましたオリンピック・パラリンピック教育、しながわ学校2020レガシー事業として継続してきた教育活動を継承しながら、今後は令和7年度のデフリンピック東京開催を契機としまして、時代に即した形に再構築していくものになります。パラスポーツ体験授業や各種施設・団体との交流活動など、障害者理解や日本文化理解、スポーツ体験の機会を創出してまいります。

最後に、39ページでございます部活動地域移行等推進経費につきましては、部活動を持続可能な取組とするとともに、児童・生徒の多様な体験機会を確保してまいります。また、スポーツや文化の楽しさ、喜びを感じさせることで自己実現へつなげ、学校教育の質の向上も図ってまいります。今年度から、学校部活動の民間委託を導入するとともに、昨年度から引き続き地域部活動の民間委託を行ってまいります。

指導課からは以上です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 続いて、教育総合支援センターの事務事業について説明いたします。資料の40ページをお開きください。

教育総合支援センターの主な機能は、資料にございますとおり、教育課程、学習・生活指導、市民科や体力向上施策の推進、いじめや不登校対策等、特別支援教育の充実、教育相談室の運営、教職員研修でございます。

事務分掌及び他課との連携事業は、40ページ後半から41ページにかけて説明がございます。

昨年度までの相談支援担当は、今年度より不登校・相談担当、学校支援担当、いじめ対策担当の3つの担当に分割し、それぞれに係長級を配置し機能の充実を図っております。

続いて、各係担当の事務事業は42ページからとなっております。

まず、教育事務係を御覧ください。教育総合支援センターの管理・運営、教育資料展示室（教科書センター）、市民科・各教科の事務、学校における教育活動への支援を行っております。

続いて、43ページの不登校・相談担当です。

不登校等の対応として、マイスクールの運営のほか、今年度より校内別室指導支援員の全校配置、メタバス（仮想空間）を活用した支援、不登校ポータルサイトの開設、ガイドブックの作成といった新規事業を行います。そのほか、部活動指導員の配置、教育相談室の運営を行っております。

続いて、学校支援担当でございます。44ページを御覧ください。

指導主事、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、学校生活指導相談員、弁護士、事務担当から成るHEARTSを組織し、いじめ、不登校、その他の支援や関係機関との連携等を行っております。

続いて、45ページを御覧ください。

いじめ対策担当です。今年度より新たに始めたいじめ予防プログラムの実施のほか、品

川区いじめ対策委員会の運営、品川区いじめ根絶協議会の運営を行っております。

続いて、指導主事です。

体力向上施策の推進、市民科の推進、次のページに参りまして、人権・同和教育の推進、教員研修・校内研究の推進、次のページに参りまして、土曜授業の実施を行っております。

特別支援教育担当につきましては、特別支援教育担当課長より説明いたします。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私からは、特別支援教育担当の事務事業について説明いたします。

特別支援教育担当では、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うために、校内体制の整備・充実に向けた取組、特別支援学級、特別支援教室の整備・充実などを図っております。

事務事業の項目と、主に新規の内容についてお伝えいたします。資料の47ページを御覧ください。

教育のインクルージョンの推進及び特別支援教育の充実、就学相談・転学相談について記載しております。

今年度、特別支援学級の設置については、宮前小学校において自閉症・情緒障害特別支援学級を開設、豊葉の杜学園の前期課程で難聴通級指導学級を開設しております。

就学相談につきましては、今年度より、基本ウェブでの申請を実施しております。5月30日から受付を始め、11月29日までを受付期間としており、7月末から随時就学相談の実施に入ります。説明会につきましても、昨年度より機会を増やし広く周知しております。

ページをおめくりいただき、資料48ページ、49ページを御覧ください。

昨年度に引き続き、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援、学校生活支援員・学習支援員の配置、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置、特別支援教室の実施、「さいかち学級」の運営について記載しております。このうち、発達障害教育支援員の配置については、昨年度15校から対象学校を拡充し、本年度より全区立小学校・義務教育学校（前期課程）に配置しております。

私からは以上となります。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは、50ページ、品川区立図書館の事務事業につきまして御説明させていただきます。

まず、区立図書館でございますが、図書や視聴覚資料等の貸出し、またビジネス・学習の支援、おはなし会などのイベントなど実施しているところでございます。また、平成27年度より、品川図書館を除きまして指定管理者制度を導入しているところでございます。

それでは、最初に事務分掌でございます。

図書館業務につきまして、管理係を庶務担当といたしまして、事業担当第一・第二の計3係で図書館業務を運営しているところでございます。内容は、表記のとおりでございます。

同ページ下段でございますが、他課との連携事業でございます。

学校図書館でございますが、区立小中学校、義務教育学校、学務課と連携いたしまして、運営支援要員や、区立図書館の所蔵資料の貸出しなどを実施しているところでございます。

５１ページでございます。

子ども読書活動の推進でございます。品川区子ども読書活動推進計画に基づきまして、適切に対応いたしております。児童センターなどと連携いたしまして、おはなし会事業などを進めてまいります。

中段、図書取次サービスにおきましては、大井町サービスコーナー、目黒サービスコーナーにて予約されました図書館資料（図書、ＣＤ等）の貸出し・返却サービスを行っているところでございます。

下段、高齢者支援事業におきましては、高齢者地域支援課などと連携いたしまして、認知症カフェの事業などを行っているところでございます。

５２ページでございます。

開館時間、または休館日などのサービス内容を記述したものでございます。

５３ページでございます。

上段、予約・リクエストにおきましては、品川区立図書館の貸借相互、また都立・都内他自治体図書館、国会図書館などからの資料を借用いたしまして、貸出し・閲覧を提供しているものでございます。また、清泉女子大学附属図書館とも連携協定を結びまして、貸出し・閲覧を行っているところでございます。

下段、障害者サービスでございます。音訳図書、点字図書、さわる絵本などの利用や、自宅への配本などを実施しているところでございます。

５４ページ上段、ティーンズ世代のサービス実施と読書活動の推進でございますが、前述の品川区子ども読書活動推進計画に基づきまして、ビブリオバトルやＰＯＰコンテストなどの事業の効果的な運用とともに、図書館を身近な居場所として感じてもらうために、大崎図書館、品川図書館、大崎図書館分館におきまして、定期試験前や受験の時期に多目的室を自習室として御活用いただき、開放しているところでございます。

中段の図書館広報誌発行でございますが、特に若い世代の方に図書館を身近に感じていただけますよう、広報紙「ＬｉＬｉＬｉ」——Life Link Libraryの略でございます、春、秋の年２回発行しているものでございます。

５５ページ中段、電子図書館でございます。スマートフォンや自宅のパソコンなどを活用いたしまして、貸出し・利用のできる電子図書館を導入いたしております。現在、２，０００コンテンツを提供いたしております。

５６ページでございます。

品川区子ども読書活動推進計画の改定でございます。現行計画が令和６年度最終年度に当たることから、令和７年度よりを計画期間とする同計画を改定するものでございます。

５７ページでございます。施設一覧でございますが、１１図書館の取次施設、サービスコーナーが記載してございます。トータルで約１，１００平米、図書約１１１万冊を運用しているところでございます。

５８ページ、利用状況集計でございます。令和５年度の利用状況でございます。

５９ページにおきましては、図書館資料購入予算額の推移でございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、令和6年度教育委員会事務事業概要については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項2、学校改築の進捗について説明をお願いします。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 では、私から学校改築の進捗について御説明いたします。

A3判の資料6を御覧いただけますでしょうか。

まず、令和6年5月現在の状況でございますが、小学校6校、中学校1校の改築を進めております。各校の進捗につきましては、さきの事務事業概要と重複するため説明を割愛させていただきます。

主立ったところといたしまして、資料右側の源氏前小学校において改築工事契約議案の上程準備を進めており、この8月から工事に着手する予定です。

また、その下の鈴ヶ森小学校では、基本設計がまとまりましたので、今後議会や保護者、近隣住民の方々などへ計画を公表してまいります。

本日は、この2校について計画概要を御説明いたします。

それでは、1枚おめくりください。

まずは、源氏前小学校でございます。

紙面の左上には、完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。

構造や階数、面積など、建物概要はその下にお示ししているとおりです。

教室数は、普通教室18室に多目的教室が6室の合計24室で計画をしております。

その下、計画のコンセプトは、1から4のとおりでございます。

資料の中央上、配置図兼1階平面図を御覧ください。南門が面している南側道路が荏原町商店街である三間通りで、正門が面している東側道路から250メートルほど北側に東急大井町線中延駅がございます。敷地南側に校舎を配置し、北側に人工芝のグラウンドを配置します。校舎1階には、保健室、職員室、特別支援教室、和室、給食室や多目的ホールなどを配置しております。

続いて、紙面右側の平面図を御覧ください。下から、2階平面図になります。普通教室を南側に配置し、西側に体育館、北側にメディアセンター、多目的室を配置しております。3階では、普通教室と理科室、音楽室等を配置しております。4階では、普通教室と家庭科室、図工室を配置しております。5階は、プールとプール諸室を配置しておいております。

最後に、資料の中央下、建て替え計画でございます。現在は、一番左のSTEP1、既存プール解体まで完了しております。今年の8月に、STEP2、体育館を含む新校舎一期工事に着手をします。STEP3では、既存校舎本体を解体します。STEP4で残りの新校舎を建設し、STEP5でグラウンドを整備し工事が完了でございます。

なお、工事期間中の運動スペースとして、体育館は新旧いずれかを使用する計画としております。屋外運動場についても、既存校舎屋上の活用や仮グラウンドを確保する計画としております。

以上が源氏前小学校の説明になります。

1枚おめくりいただきまして、鈴ヶ森小学校でございます。

こちら、左上には完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。

構造や階数、面積など、建物概要はその下のとおりでございます。

教室数は、普通教室28室に多目的教室6室の合計34室で計画しております。また、特別支援学級を3室新設いたします。

その下、計画のコンセプトは1から4のとおりです。

資料中央上、配置図兼1階平面図を御覧ください。

図面の上側が北になります。南側道路を挟んで向かい側が、区立の鈴ヶ森公園です。東側1街区先に第一京浜国道、西側1街区先には桜新道が走っています。

源氏前小学校同様、敷地の南側に校舎を配置し、敷地北側に人工芝のグラウンドを配置しております。

校舎1階には、保健室、職員室、給食室や多目的ホールのほか、南側の一部に普通教室を配置しております。

続いて、右側の平面図を御覧ください。下から、2階平面図になります。南側に普通教室、特別支援学級、北側に普通教室、特別支援教室を配置し、東側には体育館、中央には2層にわたるメディアセンターを配置しております。3階は普通教室が中心のフロアとなり、中央のメディアセンターは2階から専用階段で上下をつないでいます。4階も同様に、普通教室中心の配置構成です。その上、5階平面図です。7室の特別教室とその準備室や倉庫に加え、西側には屋外学習などに利用できるテラスを計画しております。東側は、プールとプール諸室を計画配置しております。

最後に、資料中央下、建て替え計画でございます。

まず、ステップ01ですが、グレーの部分が既存校舎でございます。コの字型に既存校舎、体育館、プールが配置されており、まず校庭の一部に仮設校舎を今後建設していきます。ステップ02では、完成した仮設校舎の利用を開始し、南側の既存校舎、体育館、プールを解体します。ステップ03で、解体後のスペースに新校舎を建設してまいります。ステップ04では、新校舎の利用を開始し、仮設校舎、残り既存校舎を順次解体していきます。最後のステップ06において、グラウンドを整備して工事完了となります。

工事期間中の運動スペースとして、ステップ02、03では仮設の体育館、ステップ04以降は新体育館を使用する計画です。屋外運動場についても、既存校舎屋上の活用や仮グラウンドを確保してまいります。

なお、本日の主要内容は、基本設計といいまして、建物のコンセプトや基本的性能を固めた段階のものでございます。今後進めていく実施設計という詳細設計の中で多少変更が生じる可能性があることを御承知おきください。

以上で、私からの説明を終わります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

【濱松委員】 ハードとソフト、両方の話、どうもありがとうございました。

ハードの話はもちろん非常に重要で、きれいな学校とか、歩きやすいとか、ダイバーシティ&インクルージョンとかにも関わってきますから大事なんですけど、ソフトの部分のトラッキングという言い方がいいかは置いておいて、満足度とかみたいなのところをしっかりと追いかけてほしいなと。

ソフトの部分というのは、例えば人、もしくは組織風土、それからサポートケアができているのか、できていないのかとか、せっかくハードでいいものを造ったから、箱だけじゃなくて内側の部分、今書かれているとおりでと思うんですけど、そこをぜひ教育委員会としてもしっかり、言われたからやるんじゃないじゃなくて、先取りできるような、箱だけじゃないですよみたいなのが品川として言えたらいいんじゃないかなと思います。

【教育長】 ありがとうございます。内容の話なのでどなたか答弁ありますか。

【濱松委員】 でも、コメントなので……。

【教育長】 いいですか。

【濱松委員】 ソフトの部分をお願いしますと……。

【教育長】 それでは、御意見として承ります。

ほかに……。

海沼委員。

【海沼委員】 鈴ヶ森小学校ですけれども、プールは屋根つきですよ。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 鈴ヶ森小学校の5階のプールにつきましては、開閉式の屋根つきのプールを設置する予定でございます。

以上でございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにはございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 すごくすてきな校舎になるんだろうと見ていてもわくわくするんですけども、どうしても工事をしている間もずっと子供たちは学校に通って育っていつてしまうので、例えば運動会は多分ここではできないのかとか、グラウンドを借りてということになると思いますし、プールの授業も恐らくできなくなってしまうのかなというのもあるので、子供たちの学びが制限されないように、難しいところがあると思うんですけど、できるだけ気を遣ってあげていただければなと。多分皆さんすごく考えていらっしゃると思うんですけど、お願いしますということだけです。

以上です。

【教育長】 何かありますか。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 今御質問いただきましたプール授業や運動会の実施につきましては、工事中は確かに広さが制約されてしまいますとか、プールが解体してそもそも使えないといった状況になりますので、こちらについては、源氏前小学校、鈴ヶ森小学校とも近隣の小学校の施設を利用して実施していくということで考えております。

以上でございます。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかには、よろしいでしょうか。

では、学校改築の進捗については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承をいたします。

次に、日程第3、報告事項4、令和7年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 令和7年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等につきましては、担当の統括指導主事より説明いたします。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 私からは、令和7年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について御説明いたします。

対象は、中学校・義務教育学校（後期課程）となります。

配付資料8-1の左上、根拠法令等を御覧ください。教科書採択につきましては、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に記載されております。これらに基づき、品川区教育委員会が区立学校で使用する教科用図書を採択するための調査研究及び資料作成に関する要綱を定めております。また、この要綱に基づき、調査研究に必要な事項を要領で定めております。

次に、資料の中段、採択事務の流れにありますように、教科用図書調査検討委員会を立ち上げます。委員会は、校長等10名、保護者・地域代表者を4名、学識経験者を1名で構成いたします。

教科用図書調査検討委員会は、調査資料を作成するために必要な基礎データを得るため、教科書調査研究会を組織し、資料作成を依頼します。

緑色で記載している教科書調査研究会の会員は、部会長、教科用図書調査検討委員でもある管理職と教員で構成する会員で構成されております。

この委員会は、教科用図書調査検討委員会からの依頼を受け、採択要領に定めた調査基準（観点）に基づく分析資料を作成し、教科用図書調査検討委員会に報告をいたします。

報告を受けた教科用図書調査検討委員会は、教科書発行会社ごとに特徴を比較できるよう調査資料一覧を作成、教育委員会に報告いたします。

7月以降に予定されている教育委員会で、教科用図書検討委員会における調査資料の説明及び教科書により審議・採択をお願いいたします。

また、特別支援学級用の教科用図書選定につきましては、選定委員会を組織いたします。委員会で、特別支援学級設置校から意見を聴取します。

特別支援学級では、原則として、通常の学級と同じ教科書または文部科学省著作本を使用するため、附則第9条図書については追加、必要に応じて調査・研究し、選定資料を作成し、教育委員会に報告をいたします。

以上が、令和7年度品川区立学校で使用する教科書採択の大きな流れとなります。

続きまして、資料8-2を御覧ください。

品川区立学校使用教科用図書採択要綱第11条の規定に基づきまして、続きの資料8-3、令和7年度品川区立学校使用教科用図書の調査研究に必要な事項を定める令和6年4月19日に制定いたしました令和7年度品川区立学校使用教科用図書の調査研究に関する要領について、主立ったところを御説明させていただきます。

第1、品川区立学校使用教科用図書調査検討委員会の組織につきましては、（1）区立学校の校長または副校長10名、（2）学識経験者1名、（3）保護者・地域代表4名とし、

教育長が任命または委嘱をいたします。

この検討委員会は、品川区立学校使用教科書調査研究会に対し、必要とする教科の研究資料の作成を依頼し報告を求めます。なお、報告内容に不備がある場合は、再度報告することを求めることができます。

また、検討委員会は、調査基準を基に研究資料を検討し、これを簡潔に取りまとめて、教科書ごとに特徴を一覧にして比較できるよう調査資料を作成して教育委員会に報告をいたします。その際、順位づけや絞り込みは行いません。

第2、使用教科書調査研究会の会員ですが、検討委員会委員長の推薦を受けて教育長が委嘱いたします。

会員の定数は、10名程度といたします。

研究会の会員は、いずれかの部会に属します。

各部会の部会長は、検討委員会委員である区立学校の校長または副校長、副部会長は部会長が指名いたします。

研究会は、採択地区教科用図書の見本について、各部会が調査基準に基づき研究した結果をまとめ、研究経過とともに検討委員会に報告いたします。その際、順位づけや絞り込みは行いません。

第3、特別支援学級用教科書は、原則として当該採択地区の小・中学校及び義務教育学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用いたします。

第4、特別支援学級用教科用図書選定委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長、または特別支援教育の専門性を有する校長2名、特別支援学級設置校の担任2名、特別支援教育担当課長1名、指導主事1名でございます。

委員長は特別支援教育担当課長として、副委員長はそれぞれ特別支援学級設置校の校長、または特別支援教育の専門性を有する校長といたします。

選定方法ですが、(1) 特別支援学級用教科用図書選定委員会は、特別支援学級設置校校長を通して意見を聴取いたします。

(2) 選定すべき教科書は、小・中学校及び義務教育学校の教科範囲といたします。

(3) 選定教科書については、調査・研究し選定資料を作成いたします。

(4) 附則第9条図書については、調査・研究し、必要に応じて選定資料を作成いたします。

第5、調査基準及び調査資料等につきましては、1、調査研究における調査基準は、次の内容、構成及び分量、表記及び表現、学習活動、造本、地域性を基本とし一般公開いたします。

3、調査資料、4、研究資料の取扱いですが、(1) 調査資料、研究資料は部外秘として、絶対に外部に漏れないようにしなければなりません。

(2) 調査資料、研究資料は、提出部数以外印刷または複写してはならないとしております。

報告の様式等ですが、この要領に定める報告については文書により行うものとして、その様式は別に定めております。

第6、各委員及び会員の欠格条項ですが、(1) から(5)に掲げるものは検討委員会委員及び研究会会員になることはできません。

第7、その他の2、確認書の提出ですが、検討委員会委員及び研究会会員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならないようになっております。

また、3、教科書の展示・閲覧ですが、教科書の展示を次のとおりいたします。

法定展示は、令和6年6月28日金曜日から令和6年7月11日木曜日に品川区立品川図書館で、令和6年6月25日火曜日から令和6年7月10日水曜日にかけて教育総合支援センター内にある品川区教科書センターで行います。なお、展示される教科書は検定見本本となります。

特別展示、令和6年7月12日金曜日から令和6年7月21日日曜日に品川区立品川図書館で、令和6年7月11日木曜日から令和6年7月20日の土曜日にかけて教育総合支援センター内にある品川区教科書センターで行います。法定展示同様に、展示される教科書は検定見本本となります。

参考として、資料8-4に組織図、資料8-5に採択手順、資料8-6に事務処理日程の予定を添付しております。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろいですか。

では、令和7年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項5、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 「区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について」につきましても、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議・報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第4、その他、令和6年7月行事予定について説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、その他、令和6年7月の行事予定についてです。

7月は、教科書採択の議題を取り扱うため、定例会のほか臨時会を3回予定いたします。臨時会につきましては、定例会と同様に火曜日の実施を予定いたします。

なお、7月2日火曜日につきましては、同日区議会の文教委員会が予定されておりますので、この日に限り開始時間を16時で予定しておりますので御注意いただきたく存じま

す。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 予定がもう既にあって出られない臨時のところがありますという……。

【教育長】 それは、後ほどまた確認させていただきます。

では、令和6年7月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出願います。

【濱松委員】 すみません。

【教育長】 今の教科書の件ですか。

【濱松委員】 今までの、1個だけ聞きたいことがどうしてもあって……。

【教育長】 では、濱松委員。

【濱松委員】 事務事業概要についてお聞きしたいことがあって、すみません、そのときにはどう聞いたらいいのかなと思って。60ページです。

【教育長】 では、協議事項1の「令和6年度教育委員会事務事業概要について」の内容についての御質問ということで、お願いします。

【濱松委員】 60ページの資料、教育予算と書いてあるところで質問が2つ。

1点目が、教育費推移、ひし形の1つ目の構成比、上の部分の教育費は23,650,836で11.6%ですけれども、令和2年度のときは何%で令和3年度は何%というのをそれぞれ教えていただきたいのが1点目。

2つ目が、そのさらに下の教育費内訳の構成比が、2.0%、2.7%、13.0%、7.0、75.3%と書いてあると思うんですが、その前年比というか、前年の構成比が幾つだったかというのを教えてほしいです。その意図は、こうやって何十ページにもわたって、これがいわゆる方針であり、全体をやっていくところだと思うんですけれども、どこに比重、重点を置いているのかというところのポイントが知りたいからになります。

【教育長】 予算についてですね。

庶務課長。

【庶務課長】 2点御質問いただきましたが、まず、前後いたしますけれども、前年の教育費内訳のところでございますが、このうち……。

【濱松委員】 2.0の教育推進費は、去年は……。

【庶務課長】 こちらが、去年は1.7%でございました。同様に御説明いたしますと、学務費が昨年2.4%、教育指導費は9.6%、図書館費は6.5%、学校管理費につきましては79.7%という内訳の構成比でございました。

同時に、一般会計予算の教育費、区全体に占める令和2年度、3年度の構成比が、今あいにく手持ちに数字がございませんので、確認をいたしましてお返事をしたいと考えます。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。令和2年度から令和5年度までの情報を、今日

じゃなくてももちろん結構なので教えていただければと思います。ありがとうございました。

教育費内訳の学校管理費のところを79%台から75.3に減らすというか、どうしても予算というか、リソースの、ある種、言い方はあれですけども奪い合いになっちゃうんですが、教育を強化していくとか、SDGsのダブルモデル区に選ばれるということなので、何か品川区の意思、教育委員会の意思というのが、私はまだまだ追いつけていないものですから、そこが明示化、見える化、何かができるんだったら教育委員としても認識をしようと思いましたし、しっかり教育につけていくんだという意思が見えたらいいのではないかというコメントもつけさせていただけたらと思います。

以上です。

【教育長】 学校管理費の割合が減っていることについては、何か説明できるものがありますか。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 具体的な数値を持ち合わせていないんですけども、昨年度は校舎が竣工した学校が大分多くなっておりまして——改築校ですね。そこで改築にかかるお金が大分高くなっているのに対して、今年度はそこにかかる分が少し減るところがあるとは考えているところでございます。

以上です。

【教育長】 補足いたしますと、学校管理費の金額が非常に大きいんですが、学校工事の関係の費用がかなりの割合を占めていますので、ほかのここに書いてある項目が減ったとか、そういうこと以上に工事の関係の経費の影響が大きいということになります。

【濱松委員】 なるほど。分かりました。すみません。ほかのが減っているのかなとか思っていたけど、分かりました。勉強になりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかによろしいですか。

では、この件は終了いたしまして、これより非公開の会議をいたしますので、傍聴の方は御退出を願います。

—— 了 ——